

群馬県内に本社がある中小企業等の皆様へ

若手の人材確保・定着のために 奨学金返還支援制度 導入しませんか

群馬県では当制度を導入した県内中小企業等に補助金を助成しています

《令和7年度第2回申請期間》

2.4 水
- 2.16 月

○県の補助金事業概要

県内の中小企業等が自らの従業員に対して奨学金返還支援を行っている場合に、その $1/2$ を県が補助

○補助対象企業

県内に本社がある中小企業等(※)

※中小企業基本法等における定義に該当する者、一般及び公益社団・財団法人、農業法人、社会福祉法人、各種協同組合等

※申請書類一式の申請フォームへの先着順により受付処理を行います。
※予算の上限に達した場合、上記期間内であっても申請受付をお断りさせて
いただく場合がございます

～支援イメージ～



県内に本社がある中小企業等

従業員に対して
奨学金の返還支援

県が企業に対し
その $1/2$ の額
を補助

若手の
人材確保や
定着へ



奨学金返還支援制度に関する群馬県ホームページ

<https://www.pref.gunma.jp/page/15076.html>



お問合せ

群馬県 産業経済部 労働政策課
人材活躍支援室 次世代人材係

rouseika@pref.gunma.lg.jp

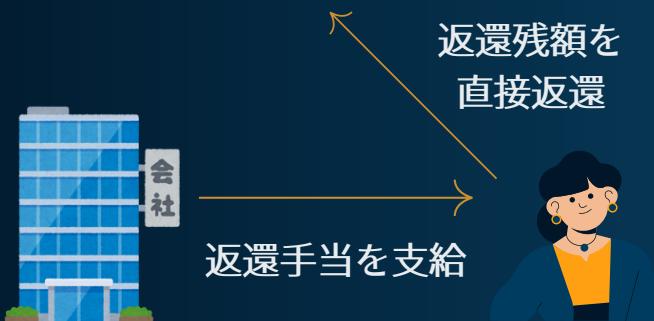
027-226-3408

群馬県 奨学金返還支援制度

企業等による従業員の方への支援方法は2種類

A : 手当を支給

日本学生支援機構等



B : 代理返還制度を利用

日本学生支援機構等



《B : 代理返還制度》

従業員の奨学金返還残額を、企業等が日本学生支援機構へ直接送金する制度

経費の一部として課税優遇

若手人材へのアプローチ

人材定着で離職率低減

企業等のイメージUP↑

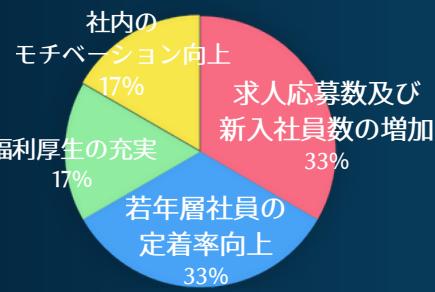
B : 代理返還制度は、A : 手当を支給する場合に比べて

1. 代理返還金は従業員の給与と区別されるため、返還金に係る所得税が非課税となり得る
2. 代理返還金は給与として損金算入される
3. 代理返還金は原則報酬に含めないため、算定のもととなる標準報酬月額は変更されず、社会保険料が減らせる可能性がある

【参考】 日本学生支援機構 HP 「奨学金返還支援制度のポイント」より (<https://dairihenkan.jasso.go.jp/>)

制度を導入した企業の声

・奨学金返還支援制度の導入を通じて、どのようなメリットを感じているか



・制度が実際に人材確保や定着につながったと実感したことがあると回答した企業の割合

⇒ 66%

制度を導入した企業で働く従業員の声

・奨学金返還支援制度があることを入社前に知っていた人の割合

⇒ 80%

・制度があることが入社を決めるに影響した人の割合

⇒ 100%

・制度によって働く意欲が上がった人の割合

⇒ 90%

・奨学金返還支援をしてくれる企業に対してどう思うか

⇒ 「長く働き続けたい」 71%

